

次期行政経営方針について ～第1回 行政経営改革委員会の会議概要～

1 会議の概要

開催日時 平成29年12月25日(月) 10時から12時

出席委員 全委員(12名)出席

◇委員長の選出

行政経営改革委員会規則第2条第2項の規定に基づき、真山達志委員(同志社大学前副学長・政策学部教授)を委員長に選任

◇部会の設置

行政経営改革委員会規則第5条の規定に基づき、「行政経営方針策定作業部会」を設置することについて了承

◇次期行政経営方針の策定について意見交換

2 委員からの主な意見

■全体的な視点に関するもの

- | | |
|---|---|
| ① | 経営理念は非常に大事な部分。夢がないとワクワク感がないのではと思う。「滋賀ならでは」「滋賀から」「滋賀のために」という視点を大切にしてはと思う。 |
| ② | 行政のパフォーマンスを上げることを視野に入れながら、公共を担う行政のあるべき姿、役割をしっかりと踏まえた改革のプランが必要である。 |
| ③ | 経営というものを考えたときに、実際に組織で働いている者が、働きやすく、働き甲斐があることが一番基本になるかと思う。その前提として、そもそも県が何をするのか、役割、機能の部分をしっかりと定めていく必要がある。 |
| ④ | 事業の必要性や効果等をしっかり説明し、説明責任を果たしていくことも行政経営の大切なポイントで、県民の理解や協力を得ないと、施策・事業は効率的に進まないと思う。 |

■職員の働き方改革、行政のパフォーマンスの向上等に関するもの

- | | |
|---|--|
| ① | ワーク・ライフ・バランスという観点では、個別に月あたり時間外勤務が何時間あり、何時間睡眠をとっているかなどが大事である。時間外勤務の平均時間も大事であるが、月あたり80時間を超える職員が何人いるかなどの指標が必要である。 |
| ② | 職員の心身が健康でないと、ワクワクしながらの、質の高い行政サービスの提供につながらないと思う。 |
| ③ | 仕事が過剰すぎれば、精神疾患等にもつながるし、休職する職員が増え、他の職員にも負担がかかり、気持ちも沈んでくる。当社では社員の気持ちを一番に位置付けており、社員の気持ちが高まらないといいサービスができない。 |

④	縦（組織の階層）の連携、横（組織の部局等）の連携を取れば、仕事の構造がわかり、目的がわかり、理念がわかる。担当者は全体を発想できず、個別最適化のもとで効率が悪い状況で仕事をさせられてしまうので、そういう視点を持つと改善の余地があるのではないかと考える。
⑤	業務の効率化は個人の意識で対応するアプローチでは難しくなっているのではないか。業務を分析し、無駄な業務を抽出するなどしないと変わらない。

■財政の健全化等に関するもの

①	個々の業務や事務を効率化・改善していくことに加え、行政管理ということで、どういった事業にどの程度取り組むかという視点での管理にもバランスよく取り組んでいく必要がある。
②	民間であれば半期、一年おきに目標を具体的に押さえ、より現実的な目標に切り替えながら進めていくもので、計画の進捗に対する目標の見直しについても考える必要がある。
③	何らかの形で目標を修正する仕組み、メカニズムを組み込んでおく必要がある。
④	業務の選択と集中について、やるべきことに資源を集中させることが大事である。無駄な仕事、全くやらなくてもよい仕事はないと思うが、それをやめるという判断は難しいが、大切である。
⑤	健康寿命は大切であり、これを延ばすことによって県の負担も減っていくのではないかと思う。
⑥	国体は県としても一大イベントであり、立派に取り組んでいこうということかと思うが、十分コストを意識しながら取り組んでいくべきである。

3 今後の予定

◇第2回行政経営改革委員会の開催 2月中旬開催予定

《主な内容》

○第1回会議を踏まえた課題等の掘り下げ

- ・県行政のあるべき姿
- ・目標設定と管理の手法
- ・職員の心身の健康、働き甲斐と質の高い行政サービスの提供
- ・業務の効率化や事業の行政管理手法 等

◇第1回行政経営方針策定作業部会 3月下旬開催予定

《主な内容》

○次期方針における取組の方向性の整理

滋 行 経 企 第 129 号

平成 29 年(2017 年)12 月 25 日

滋賀県行政経営改革委員会委員長 様

滋賀県知事 三日月 大造

行政経営に係る方針について（諮問）

本県では、平成 27 年 3 月に「滋賀県行政経営方針」を策定し、「対話と共に、
協働で築く県民主役の県政」の実現に向けた取組を進めているところです。

この方針は平成 30 年度末に計画期限を迎ますが、行政経営上の課題に的確
に対応し、質の高い行政サービスを提供していくため、平成 31 年度以降の行政
経営の基本的な考え方と具体的な取組内容を定めた新たな方針を策定したいと
考えております。

については、新たな方針の策定について、貴委員会において調査審議いただき
たく、滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）第 2 条の規定
に基づき、諮問します。

次期行政経営方針の策定について

1 背景

- 県財政の状況は、一旦、厳しい状況を脱していたが、地方の一般財源総額が実質的に伸びない中、歳出面では、社会保障関係費が増加し、また、地方創生や公共施設の老朽化対策などの課題への対応、さらには国体・全国障害者スポーツ大会の検討の具体化等により、今後、再び厳しい局面が予想される。
- 平成 27 年 8 月 28 日付け総務大臣通知「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」により、厳しい財政状況下においても、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するため、地方公共団体におけるより積極的な業務改革の推進が求められている。
- 現在取組を進めている行政経営方針の計画期間が平成 30 年度をもって終了する。



次期行政経営方針を策定し、行政経営上の課題に的確に対応

2 意義

滋賀の未来を見据えた重点的な施策の展開に向けて、行政経営上の課題に的確に対応するため、次期行政経営方針により、今後の行政経営の基本的な考え方とそのための具体的な取組を示す。

3 検討の進め方（案）

行政経営改革委員会 ⇒ 具体の検討スケジュールは裏面のとおり

- 県からの諮問を踏まえ、行政経営改革委員会において必要な審議を行い、次期行政経営方針についての答申を行う。
- 答申にあたっては「行政経営方針策定作業部会」を設置し、同部会において次期行政経営方針についての調査審議を行う。



答申

県

- 行政経営改革委員会の答申を踏まえて、原案を作成し、県民政策コメントを経て、次期行政経営方針を策定する。
- 次期行政経営方針で示した基本方針に基づき、具体的な取組項目を内容とする実施計画を策定する。

諮詢を受けた行政経営改革委員会のスケジュールについて

時 期	行政経営改革委員会		県
		行政経営方針策定作業部会	
平成 29 年度	12月	第1回 12/25 (諮詢)	
	1~2月	第2回(1月下旬~2月) ・県の行政経営の現状分析や 課題についての整理 ・現状分析等を踏まえた方向性に についての意見交換	
	3月	→ 第1回(3月下旬) ・方針における取組の方向性に についての整理	
平成 30 年度	5月	↓ 第2回(5月) ・中間まとめ(案)の検討	
	6月	← 第3回(6月) ・中間まとめの検討	
	7月	→ 第3回(7月下旬) ・答申(案)の検討	
8~9月	8~9月	← 第4回(8~9月) ・答申(最終案)の検討	
	10月	↓ 答申	→ ・行政経営方針(案)の作成 ・県民政策コメントの実施
3月	行政経営方針・同実施計画の 報告	←	↓ 行政経営方針・同実施計画の 策定

*県議会(行財政・働き方改革特別委員会)へは、適宜、報告を行うものとする。